

ヤクシカによる被害額、捕獲数及び被害対策について

1 被害額及び捕獲数

単位:千円, 頭

区分		H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	
被害額	屋久島町	(35,146) 42,341	(33,272) 39,988	(19,725) 26,981	(45) 6,843	(2,938) 9,354	(2,867) 6,560	(0) 5,568	(0) 3,441	(0) 3,945	(0) 4,240	
	県計	(235,253) 397,779	(200,573) 293,604	(192,372) 265,084	(153,074) 229,405	(115,945) 165,939	(114,535) 164,426	(91,277) 143,310	(71,255) 121,379	(78,810) 131,595	(93,338) 148,236	
捕獲数	屋久島町	有害	262	245	319	296	311	294	368	276	209	325
		猟期								93	114	155
		計	262	245	319	296	311	294	368	369	323	480
	県計	有害	655	762	994	1,014	1,044	1,120	1,462	1,284	1,866	2,652
		猟期	2,979	2,572	2,552	2,834	3,098	3,438	3,576	3,519	3,270	3,358
	計	3,634	3,334	3,546	3,848	4,142	4,558	5,038	4,803	5,136	6,010	

(注) 1 被害額欄の裸書きは農林業被害額、()書きは林業被害額で内数。

2 捕獲数欄の屋久島町におけるニホンジカは、平成18年度までは捕獲禁止のため有害鳥獣捕獲のみ。

①被害額は、平成19年度まで減少傾向にあったが、平成20年度からやや増加。(平成21年度:424万円)

②農業被害の主なものは、果樹

③林業被害の主なものは、スギの食害、角こすり

④屋久島町におけるニホンジカの捕獲数は、近年2~3百頭程度で推移。(平成21年度の捕獲数は480頭)

うち猟期における捕獲数 155頭(※平成19年度からメスジカのみ猟期における捕獲が可能となった。)

※なお、平成22年度からオスジカも猟期における捕獲が可能となっている。

2 オスジカの捕獲禁止の廃止

屋久島においては、昭和46年から以下の目的により、オスジカの捕獲禁止を行ってきた。

目的：自然条件等生息環境の悪化等により、生息数が減少したため、屋久島一円においてオスジカの捕獲を禁止し、その種の保存を図ることとする。

第3期以降の捕獲禁止は、保護の効果が表れつつあったが、より一層の保護増殖を図るため行われた。

第1期 昭和46年12月1日～昭和56年11月30日(10年間)

第2期 昭和56年12月1日～平成3年11月30日(10年間)

第3期 平成3年12月1日～平成13年11月30日(10年間)

第4期 平成13年12月1日～平成23年11月30日(10年間)

しかしながら、近年、生態系に与える被害が深刻な状況にあること、また農林業等への被害も発生していることから、平成22年10月31日限りでオスジカの捕獲禁止を廃止することとした。

3 被害対策の取組

鳥獣による農作物被害対策については、これまで電気柵など侵入防止施設の設置や有害鳥獣の捕獲等に取り組んできたところである。

しかしながら、被害をより軽減させるためには、ハード的な対策と併せて、地域住民が主体となった被害防止のためのソフト活動が重要となってきていることから、農政部を中心に鳥獣被害防止技術研修会を実施している。

今年7月に屋久島町でも開催したところである。(被害農業者を中心に約100名が参加)

そこで、農業者自らでも捕獲できるよう、狩猟免許取得についての普及啓発を行った。また、町が国の補助事業を活用し、免許取得経費を全額助成したところ、平成22年度45名が狩猟免許を取得。

(H19:5名, H20:4名, H21:7名)